

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 計量器の定期検査を実施する件 二〇六
- 保安林の指定を解除する件 二〇七
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 二〇七
- 落札者を決定した件二件 二〇八

告 示

福島県告示第二百六十二号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 令和六年四月五日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査
 福島県知事 内 堀 雅 雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
二本松市	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	五月八日 午前一〇時から 午前一一時三〇分まで	二本松市役所岩代支所
同	同	午後一時三〇分から 午後三時一五分まで	新殿住民センター

安達郡大玉村	
--------	--

五月九日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	二本松市役所安達支所
五月一〇日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同
五月一四日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	東和文化センター ター
五月一五日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	二本松市役所
五月一六日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同
五月一七日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同
五月二一日 午前一〇時三〇分 午後三時一五分まで	大玉村役場分庁舎

本宮市	右に掲げる市	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	五月二四日から六月二日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から 午前十一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所
			五月二三日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	本宮市役所 総合支所
			五月二三日 午前一〇時から 午後三時まで	本宮市役所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	二本松市、本宮市及び安達郡大玉村	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日	一〇月一日から二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
------	------------------	------------	----------------	-------	---------------------------------

（計量検定所）

福島県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次

のように保安林の指定を解除する。
令和六年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所
双葉郡川内村大字上川内字大鷹鳥谷五〇一の二〇、五〇一の二二
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（森林保全課）

公 告

公告第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和六年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津大川土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所
理事 高野 源一 会津若松市北会津町西後庵三三〇番地

（農村計画課）

公告第63号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年4月5日

福島県知事 内堀 雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 凍結防止剤散布車1 1台
 - 凍結防止剤散布車2 1台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和6年3月6日
- 落札者の氏名及び住所
 - 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - 1の(2)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
- 落札金額
 - 1の(1)に掲げる物品等 54,780,000円
 - 1の(2)に掲げる物品等 25,630,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年1月23日

(入札用度課)

公告第64号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年4月5日

福島県知事 内堀 雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,080,000部
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和6年3月26日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 落札金額
1部あたり10.70円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年2月13日

(入札用度課)